

保育定員確保に向けた方針について

令和6年3月18日

▼松山市の現状について

- ・現状、松山市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育定員の需給調整の観点から、過度の供給を抑制するため、新規の保育所や認定こども園の設置認可を行っていない。
- ・ただし、国通知に基づき、幼稚園から認定こども園への移行については、地域のニーズを勘案しつつ認可し、新たな保育定員拡充を認めている。
- ・一方、無償化による2号認定子どもの申込数増加や少子化による一部地区の人口集中、保育士確保の難しさなどから、事業者から施設の受入れ状況に地域差が生じているとの声も上がっている。
- ・さらに、国から、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、0～2歳児を対象とする小規模保育事業所でも、3～5歳児の受け入れを柔軟に判断できる旨の通知が発出されるとともに、3～5歳児のみの小規模保育事業を可能とする法改正が検討されている。(参考資料参照)



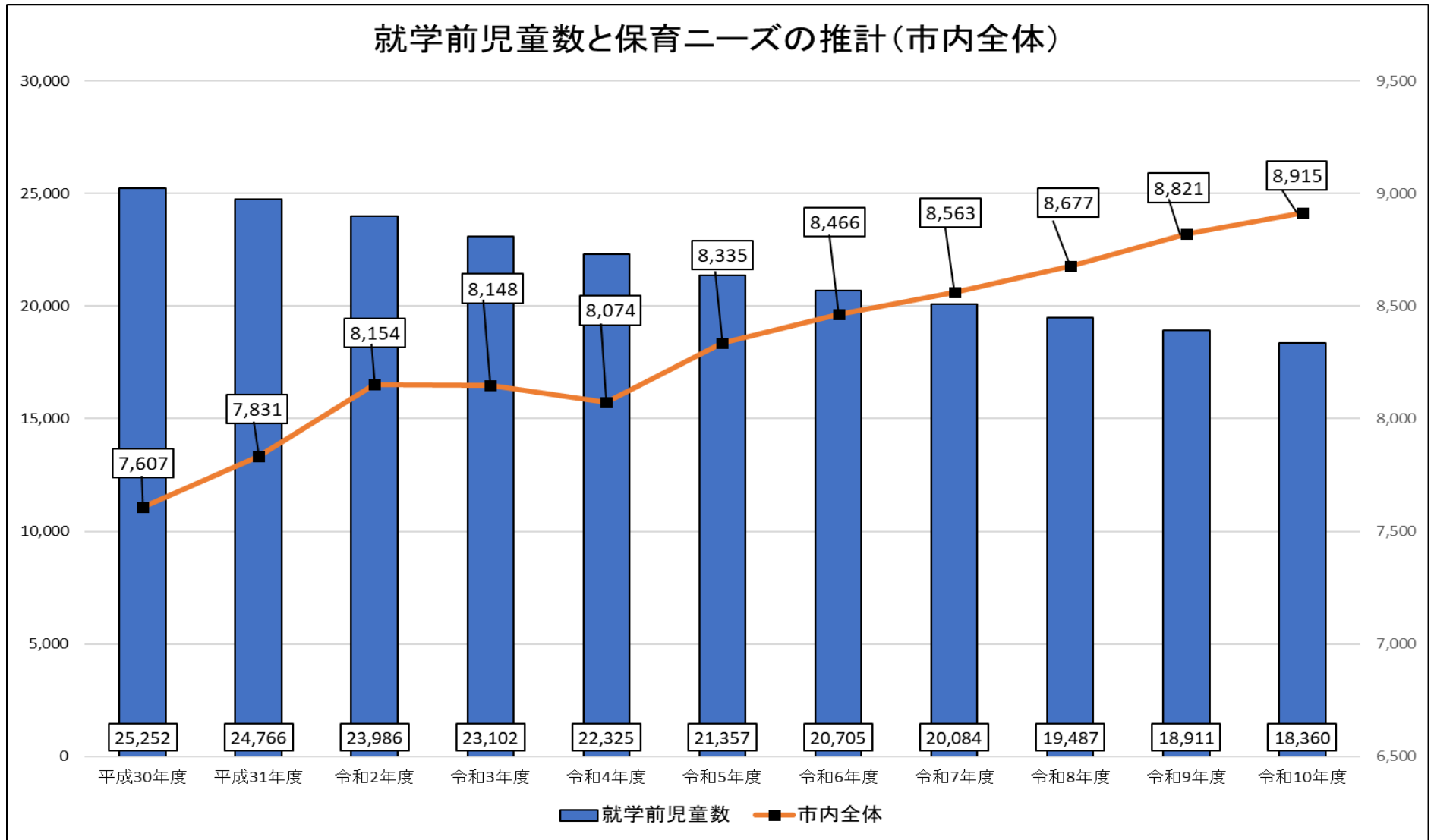
そこで、第3期事業計画の策定も控えているため、改めて保育ニーズや受入れ状況を整理し、令和7年度以降の保育定員確保に向けた方針について検討する。

▼目次

1. 就学前児童数と保育ニーズの推計 … P2
2. 利用定員と認可定員を比較した空き定員数… P3
3. 検討事項の整理…P4
4. 委員の意見を踏まえた方針(案)… P8
5. 参考資料…P9

保育定員確保に向けた方針について

1. 就学前児童数と保育ニーズの推計



・女性就業率のピークを令和10年度と仮定した場合、就学前児童数が減少する一方で保育ニーズは増加見込み。
⇒ そのため、今後も段階的に保育定員を確保していく必要がある。

保育定員確保に向けた方針について

2. 利用定員と認可定員を比較した空き定員数(認可定員-利用定員=施設の空き定員)

区域	R5年4月1日時点								空き定員数 (①-②)
	①認可定員	②利用定員						合計	
		教育	保育				合計		
			1号	2号	3号				
0歳	1・2歳	小計							
①中心部	3,756	1,087	1,255	233	941	1,174	2,429	3,516	240
②北東部	619	85	223	27	99	126	349	434	185
③東部	1,749	645	549	79	357	436	985	1,630	119
④南部	2,975	1,238	962	177	558	735	1,697	2,935	40
⑤西部	1,434	198	668	86	349	435	1,103	1,301	133
⑥北西部	771	171	343	40	207	247	590	761	10
⑦北部	1,113	76	468	84	283	367	835	911	202
⑧北条	974	236	335	41	173	214	549	785	189
⑨中島	90	10	21	0	10	10	31	41	49
合計	13,481	3,746	4,824	767	2,977	3,744	8,568	12,314	1167

※幼稚園の認可定員及び1号定員を除く

- ・多くが認可定員を下回る設定にしており、各施設で認可定員までの受入れが可能であれば更なる受入れが可能。
- ・ただし、南部は空き定員が少なく、西部の空き定員は一部の限られた園のみであるため、実質空き定員はない状況。

3. 検討事項の整理

- (1) 令和10年度を保育ニーズのピークとして保育定員を段階的に確保する必要がある。
- (2) ①中心部、⑦北部などは利用定員を減少している施設が多いことから、引き続き、保育士確保などに取組むことで定員を確保することが可能である一方、④南部・⑤西部は空き定員がなく、保育ニーズの増加に対応するためには保育定員確保の必要性が高い。



市全体ではなく、地区ごとに保育定員確保の必要性を検討する。
ただし、いずれの地区でも、保育士不足が深刻であることから、既存施設を活用した検討が必須。従来の認定こども園への移行や既存施設の増改築による定員増加に加え、定員不足が見込まれる地区(南部・西部)で、以下のような方針の可否を協議したい。

○南部(石井地区)および西部の保育定員確保に向けた方針案

- (1) 小規模保育事業の保育所又は認定こども園への移行を認可
- (2) 企業主導型保育事業所を新たに認可保育所等として認可
- (3) 新規で保育所又は認定こども園を認可

(1)小規模保育事業の保育所又は認定こども園への移行を認可

- 子どもの選択肢を広げるために小規模保育事業所を効果的に活用することや、無償化による3歳以上児のニーズ増加に対応するため、既存の小規模保育事業所が3号定員枠を減少することなく、新たに2号定員を設ける場合に限り、保育所又は認定こども園への移行を認可することを可能とする。

メリット

- 保護者の利便性向上(転園の必要がなくなる)
- 保育定員の拡充による受入れ児童数の増加
- 新たな保育士確保が最小限で可能
- 地域ニーズに応じて事業者の定員設定が可能

デメリット

- 最小限とはいえ、新たな保育士確保が必要
- 地域による不公平感(特に中心部・東部)
- 幼稚園への入園機会の減少

○委員からの主なご意見

【肯定的な意見】

- 利用状況を踏まえ、南部・西部地区に限定することは理解できる。ただし、不公平感を招かないため、地区を限定する理由の整理は必要。
- 保育定員確保のため新たに認可をすることは反対ではない。保育士の確保に懸念はあるが、事業者も選ばれる努力が必要。
- 保護者目線では、小学生まで転園の必要がなく1つの園に預けられるメリットは大きい。小規模に仕方なく行かせている人もいる。
- 反対ではないが、例えば社会福祉法人や学校法人に限定するなど、安定した運営を行うための基本財産は担保する必要がある。
- 保護者としては、園を選ぶときにどこが運営しているかというのは見ている。法人形態というよりは、どんな事業者が運営しているか確認していると思う。

- 幼稚園の先生に児童が減っていると聞いたことがある。正直、出生数も減っているので南部や西部でも一定の余裕があると思っていた。希望する施設があるなら検討してもいい。

【否定的な意見】

- 反対ではないが、小規模から保育所に移行する場合、基準を満たせるか懸念はある。実施可能な園も少ないのではないか。
- 児童が減っていくことに懸念を持っている幼稚園も多い。南部・西部は、幼稚園に状況等を説明したうえで、認定こども園への移行について、幼稚園の意向は確認した方がいい。
- 3号だけの定員増加を望む場合もある。

(2)企業主導型保育事業所を新たに認可保育所等として認可

- 国において現在、企業主導型保育事業の定員増加が認められていないことから、小規模(定員19人以下)の企業主導型保育事業所であって、3号定員を減少することなく、一定数以上定員増加する場合に限り、企業主導型を廃園し、新たに保育所又は認定こども園として認可することを可能とする。
- または、定員増加部分に限り、基準を満たせば小規模保育事業所として新たに認可する。その際、国通知のとおり、定員は3号定員に限らず柔軟に対応できるものとする。

メリット

- 保育定員の拡充による受入れ児童数の増加
- 新たな保育士確保が最小限で可能

デメリット

- 最小限とはいえ、新たな保育士確保が必要
- 地域による不公平感(特に中心部・東部)
- 市費負担の増加

○委員からの主なご意見

【肯定的な意見】

- 保育定員確保のため新たに認可をすることは反対ではない。保育士の確保に懸念はあるが、事業者も選ばれる努力が必要。[再掲]
- 反対ではないが、例えば社会福祉法人や学校法人に限定するなど、安定した運営を行うための基本財産は担保する必要がある。[再掲]
- 企業主導型は保護者にも`認可外、というイメージがあるので、それだけで選択肢から外されてしまうこともある。

【否定的な意見】

- 定員を確保したいという方向性はわかるが、これまで国(内閣府)が負担していた運営費を市で負担するというのは説明が難しいのではないか。

- 企業主導型の認可は賛成しがたい。まずは認可園での取組みを充実させてほしい。
- 定員増加を前提としたとしても、増加定員も小さく企業主導型を認可保育所にするメリットが低いと思う。それなら、新たな認可保育所や小規模保育事業所を募集した方がいい。
- 小規模保育事業を認可する場合、3~5歳だけというのは子どもの発達を考えると望ましくないのではないか。3歳以上は集団での生活を経験する大切な時期。小学校に進学して急に人数が増えることに困惑する児童も多いと聞く。
- 定員増加部分のみ小規模保育事業として認可するという方法ではやりたい事業者はないと思う。

(3)新規で保育所又は認定こども園を認可

- 新たに保育所等を募集し、保育所又は認定こども園を認可することを可能とする。

メリット

- 保育定員の拡充による受入れ児童数の増加
- 新たな事業者の参入に伴い企業努力を推進することによる保育の質の向上

デメリット

- 保育士確保がより困難になる懸念
- 少子化により将来的な供給過多による事業者の経営不振の懸念

○委員からの主なご意見

【肯定的な意見】

- 保育定員確保のため新たに認可をすることは反対ではない。保育士の確保に懸念はあるが、事業者も選ばれる努力が必要。[再掲]
- 西部については、まず認可定員まで確保できていない施設の意向を確認すべき。その意向を踏まえ、その代替となる施設を募集することは考えられる。
- 西部は、一部の地域が市街化調整区域から外れたことで、住宅が増えている。今後もニーズは増えるかもしれない。

【否定的な意見】

- 新たな認可は賛成しがたい。新規事業者もそうだが、既存の事業者であったとしても新たに保育所等を認可する状況ではないと思う。
- 将来的にはどこかで供給量の方が多くなるのは目に見えているので、新規募集ではなく、幼稚園を含めた既存施設を活用することや、例えば、家庭保育を支援したり、子育て支援センターを増やすなど、保護者が保育所等以外の選択肢を考えられる環境を整備してほしい。
- 児童が減っていくことに懸念を持っている幼稚園も多い。南部・西部は、幼稚園に状況等を説明したうえで、認定こども園への移行について、幼稚園の意向は確認した方がいい[再掲]
- 南部については、石井幼稚園の認定こども園化などを検討できないのか。

4. 委員の意見を踏まえた方針(案)

(1)小規模保育事業の保育所又は認定こども園への移行を認可

○南部地区

肯定的な意見を多くいただいたことを踏まえ、保育所又は認定こども園への移行に係る認可審査等で、安定的・継続的な運営を担保しつつ、令和7年4月から開所が可能な保育所等の募集に向けて検討を進める。

○西部地区

認定こども園への移行の可能性のある幼稚園が多いことから、幼稚園の認定こども園への意向を確認した上で、意向を希望する園がないなど、必要と認められれば、南部と同様の対応とする。

(2)企業主導型保育事業所を新たに認可保育所等として認可

○南部・西部地区共通

市費負担が増えることと比較して、保育定員の増加もわずかでありメリットが小さいことから、いずれの地区でも、まずは認可保育所等での定員確保の取組みを優先することとし、令和7年度に向けた取組としては、企業主導型保育事業所を認可保育所等として認可することは慎重な判断が必要。

(3)新規で保育所又は認定こども園を認可

○南部地区

慎重な判断が必要との意見が多かったことから、(1)の取組みでの保育定員確保を優先する。

○西部地区

慎重な判断が必要との意見が多かったものの、認可定員まで確保できていない保育所及び幼稚園の認定こども園への意向を確認した上で、定員確保の見込みが低い場合や、(1)の募集で西部地区での応募がなかった場合、新たな認可保育所等の募集を含めて検討する。

5. 参考資料

小規模保育事業における3歳以上児の受入れについて

現行制度の概要

- 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で保育を行うもので、原則0～2歳児を対象としており、例外的に「地域の実情」(※1)として「市町村が特に必要と認めた場合」(※2)には3～5歳児を対象としている。

(※1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第六条の三

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業
- 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

(※2) 具体的には、過疎地やへき地など近くに教育・保育施設が無い場合や、兄弟で別々の施設に通園せざるを得ない場合など

- 国家戦略特区の認定区域計画に定められた事業実施区域においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能。

令和5年4月21日通知

- 小規模保育事業について、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、全国において、0～2歳児を対象とする小規模保育事業において3～5歳児を受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できることとする。

(※) 具体的には、「市町村が特に必要と認めた場合」を「保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3歳以上児の保育が必要な場合」とする(通知改正)

(注) さらに、本特例措置で認められている3～5歳児のみの小規模保育事業を可能とする児童福祉法の改正について、次の法改正のタイミングであり方を検討する

保育定員確保に向けた方針について

○施設一覧(南部・西部)

施設一覧	南部		西部	
	施設名	定員	施設名	定員
小規模保育事業	なのはな保育園	19	小規模保育園 みその	19
	天山保育園	19	アユーラキッズルームあむぱむ空港通り	19
	小規模保育園 おひさま	19	小規模保育園 夢じゃき園 H A B U	19
	ついてる保育園	19		
	和泉南保育園	19		
	小規模保育園 夢じゃき園UKENA	19		
	南高井保育園	19		
	合計	133	合計	57
企業主導型 保育事業	三福5 s t a r プリスクール和泉北	12	こどもスマイル空港園	107
	ジャックと豆の木園 あそうだ園	19	チアキッズ保育園 保免	21
	エルパティオ保育園	30	余戸おとのわ保育園	18
	こどもスマイルつばき園	30	ダイヤモンドインターナショナル保育園富久	30
	南高井病院保育園	16		
	えみたす保育園	12		
	あすなろ保育園	30		
	さくらんぼ園	9		
	えみたすMORE	30		
	ついてるこども園	19		
		合計	207	合計
幼稚園	慶応幼稚園	480	桃山幼稚園	480
	愛光幼稚舎	480	番町幼稚園	600
			済美幼稚園	315
			木の実幼稚園	340
		合計	960	合計